

2025 年度 JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）渡航支援金概要

2025 年 3 月

1. 支給内容

- ①一定の家計基準を満たしている者： 渡航支援金 16 万円
 ②一定の派遣期間 156 日以上（奨学金支給回数 6 回以上）を満たす者： 渡航支援金 1 万円
 ※①および②の両方に該当する場合は、①のみの支給対象となる。

2. 申請者の要件

- (1) JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）奨学金受給者（予定）であること
 (2) 下記の①または②を満たしていること

①家計基準

家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入額（税込）が 300 万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

- ※ 1 本制度では、家族構成や在籍大学等上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。
 ※ 2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、傷害年金は含みません。
 ※ 3 養育費は収入に含みません。

②派遣期間

新規登録時の奨学金支給回数が 6 回以上の派遣学生が対象です。

- ※ 4 登録変更により奨学金支給回数が 6 回未満から 6 回以上をなっても渡航支援金の対象にはなりません。

3. 提出書類

上記（2）①家計基準に該当する者は、以下の家計支持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要です。
 上記（2）②派遣期間に該当する者は、奨学金支給回数によって自動的に判断されますので、提出が必要な書類はありません。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2 名） ※専業主婦（主夫）、無職	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	無収入の場合でも生計維持者となります。	
II 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母（2 名） ※離婚調停中でも原則父母となります	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類

2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない	原則父母（2名） ※別居している父又は母からの一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類
Ⅳ 父母どちらか又は両方とも死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援している親族（1名） ※支援している人が複数人であっても、主たる人1名となります。	・事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（マイナンバーのないもの）等
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生死不明（行方不明）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）

Ⅴ その他（独立生計者）		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生（未婚で独立生計である）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が 48 万以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近 3 か月分記帳部分」の写しの提出が必要となります。） ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）の状況が記載され、マイナンバーのないもの）
2	学生が結婚している ※ 3、4 の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
5	家庭内暴力（DV 等）により父母と別居している	主に支援している親族（1名）又は学生本人 ※支援している人が複数人であっても、主たる人 1 名となります。	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満 18 歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式 R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）

＜収入・所得を証明する書類＞

原則、2025 年度所得証明書。

ただし、2025 年度所得証明書の発行が間に合わない場合は、2024 年度所得証明書で構いません。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得・課税（非課税）証明書（写し可） ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。

確認事項		
2025 年 1 月 1 日時点の 居住地が、国内居住で ある	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が 300 万円以下であること。
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が 200 万円以下であること。
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等のコピー
2025 年 1 月 1 日時点の 居住地が、海外居住で ある	海外勤務の場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2024 年 1～12 月までの 12 か月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）」（12 か月分を準備できない場合は 2024 年 10 月から 12 月分の 3 か月分が必要です。4 倍した金額を収入とみなします。） ※日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても記載のこと。
	無収入の場合	（和訳された）自治体等（第三者）から無収入であることを証明する書類